

イギリスにおける取締役の債権者 に対する責任についての一考察

金澤大祐

第1 はじめに

本稿は、会社法と倒産法の交錯領域である、会社倒産時における取締役の責任追及につき、日本法を検討する前提として、イギリス法における問題点を参照するものである（以下、「イギリス法」とは、原則としてイングランド及びウェールズにおける法を指す）。

会社の経営状況が悪化した状態において、取締役が会社に対する任務を懈怠し、会社に損害が発生し、結果として会社が倒産することによって、会社債権者（以下、単に「債権者」という。）が十分に債権回収を図れなくなることがある。そのような場合には、倒産法制や取締役の対第三者責任によって取締役の責任を追及し、債権者の保護を図ることが

必要な場合もあろう。⁽¹⁾わが国では、従前、倒産法制における役員の責任査定⁽¹⁾の申立て（破産法178条1項、民事再生法143条1項、会社更生法100条1項、会社法545条1項）に基づく責任追及よりも、個別の債権者が取締役の対第三者責任の規定（旧商法266条の3、会社法429条1項）に基づき責任追及を行うことが多かった。⁽²⁾

会社の倒産手続開始後も、いわゆる債権者の間接損害の場合に、債権者が取締役の対第三者責任に基づき、取締役の責任追及を可能にすることは、債権者が会社の取締役に対する損害賠償請求権（会社法423条1項）を債権者代位類似の構成で行使するものとの理解を前提に、⁽³⁾本来的には会社財産に属する取締役に対する損害賠償請求権について優先弁済を認めることになり、債権者平等の原則に反すること

(1) 郡谷大輔＝岩崎友彦「会社法における債権者保護〔上〕」商事1746号43頁（2005）

(2) 会社が倒産した際に、債権者が取締役個人に対して取締役の対第三者責任に基づき責任追及した裁判例は、非常に多いとされている（伊藤靖史ほか『会社法〔第3版〕』249頁（伊藤靖史）（有斐閣、2015））。他方、東京地裁における破産手続内での役員責任査定⁽¹⁾の申立件数は、平成17年1月から平成26年12月までに56件（平成26年は6件）であり、役員責任査定⁽¹⁾の申立件数が少ない理由としては、法人の役員は法人と併せて破産が申立てられる場合が多いことや、役員に資力がない場合が多いことがあげられている（伊藤孝至「東京地方裁判所における破産事件の運用状況」曹時67巻8号38頁（2015））。また、民事再生手続については、東京地裁、大阪地裁、仙台地裁、那覇地裁における調査データ313件中、「不適切な経営」の指摘がされている事件は29件（9.3%）あり、査定が申立てられた事件が2件あり、再生債務者と役員との間で賠償の合意が成立した事件が2件あり、その他の事件は役員に資力がない、あるいは私腹を肥やしたわけではないから責任追及の必要性は小さいといった意見が主として監督委員からなされており、結果として、責任追及は行われなかったとされている（山本和彦＝山本研編『民事再生法の実証的研究』249頁（田中亘）（商事法務、2014））。

(3) 東京地判平成21年3月27日金判1322号52頁においては、請求自体は棄却されているが、民事再生手続開始後に、取締役の任務懈怠による間接損害につき、会社法429条に基づく責任追及を行うことが認められている。

(4) 佐藤庸『取締役責任論』138頁（東京大学出版会、1972）。なお、最大判昭和44年11月26日民集23巻11号2177頁において松田裁判官は、間接損害の場合、会社債権者は直接、取締役に対して個別的に損害賠償請求権を行使することは許されず、債権者代位によるべきであるとされる。

になるため、管財人等によって取締役の責任追及がなされるべきとの批判が倒産法学説よりなされてきた。⁽⁵⁾かかる学説は、倒産手続開始後における取締役の責任追及を会社法制ではなく倒産法制に委ねることを志向するものといえよう。近時の会社法学説においても、倒産手続開始後における取締役の責任追及については、倒産学説の指摘を前提に議論がなされている。⁽⁶⁾もっとも、会社倒産時における取締役の責任追及を倒産法制に委ねることの問題点については、従来論じられてこなかったように思われる。会社倒産時における取締役の責任追及を倒産法制に委ねる法制を採用する国において生じている問題点を参照することは、わが国における会社倒産時の取締

役の責任追及を検討する際にも参考となる。

この点につき、イギリス法は、会社倒産時における取締役の責任追及を、日本法における破産管財人に相当する清算人に委ね、個別の債権者による取締役に対する直接の責任追及を認めていない。そのため、イギリス法においては、会社倒産時における取締役の責任追及を倒産法制に委ねる問題点についての議論の集積を有していると考えられる。⁽⁷⁾また、わが国において、イギリス法における取締役の債権者に対する義務及び責任について多数の先行研究があるが、イギリス法における会社倒産時の取締役の責任追及の問題点についての先行研究は、十分に集積しているとは言えないように思われる。したがっ

-
- (5) 宮脇幸彦ほか『《研究会》続・会社更生手続の現状と問題点(2)―会社更生手続開始決定から終了まで―』判タ360号26頁(霜島甲一発言)(1978)、谷口安平「倒産企業の経営者の責任」鈴木忠一＝三ヶ月章『新・実務民事訴訟講座13』254頁(日本評論社、1981)、佐藤鉄男『取締役倒産責任論』223頁(信山社、1991)、霜島甲一『倒産法体系』362頁(勁草書房、1990)、中島弘雅「倒産企業の経営者の責任」ジュリ1111号61頁(1997)、木下重康「損害賠償請求権の査定」竹下守夫＝藤田耕三編『裁判実務体系第3巻会社訴訟・会社更生法〔改訂版〕』562頁(青林書院、1994)。他方、田原睦夫＝石井教文「取締役等に対する倒産責任の追及と会社更生法七二条」NBL592号18頁(1996)、名津井吉裕「役員責任追及訴訟と法的倒産手続の開始」神作裕之ほか編『会社裁判にかかる理論の到達点』502頁(商事法務、2014)は、倒産手続開始後に、取締役の対第三者責任に基づく責任追及を制限することに反対する。
- (6) 武田典浩「取締役の対第三者責任と役員責任査定との関係」落合誠一先生古希記念『商事法の新しい礎石』298頁(有斐閣、2014)、松井秀樹「会社法四二九条責任の法的構造」永井和之先生古希記念『企業法学の論理と体系』887頁注(61)(中央経済社、2016)。他方、高橋陽一「取締役の対第三者責任に関する判例法理は今後も維持されるべきか? (一)―両損害包含説の問題性と直接損害限定説の再評価」論叢177巻6号31頁注(30)(2015)は、そもそも、法的倒産手続の開始前を含め、間接損害について債権者に直接の損害賠償請求を認めること自体に問題があるとされる。
- (7) アメリカ法について、前嶋京子「米国における取締役の会社債権者に対する責任―取締役のいわゆる受託者的地位をめぐって―」阪法115号91頁(1980)、畠田公明「アメリカ法における取締役の会社債権者に対する責任法理の展開とその制定法について」福岡大学大学院論集13巻1号1頁(1981)、武田典浩「取締役の債権者に対する信認義務―企業価値最大化義務の検討―」中央大学大学院研究年報34号175頁(2004)、後藤元「取締役の債権者に対する義務と責任をめぐるアメリカ法の展開」金融研究29巻3号123頁(2010)、フランス法については、山田泰彦「第三者に対する取締役責任の再検討―フランス法における取締役の責任制度からの示唆を中心として―」早稲田法学会誌33巻197頁(1983)、佐藤・前掲注(5)50頁、ドイツ法については、吉原和志「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護(二)(三・完)」法協102巻5号111頁(1985)、同102巻8号1頁(1985)、ラインハート・ボーク著(小田司訳)「倒産手続における共同損害の清算」独協58号242頁(2002)、木川裕一郎「倒産手続開始申立義務の再生」新法113巻9・10号157頁(2007)参照。

て、本稿ではイギリス法を検討対象とする。⁽⁸⁾

本稿では、第2で、イギリス法における取締役の債権者に対する義務、第3で、イギリス法における会社倒産時の取締役の責任追及手続に関する議論を参照し、第4の結びに代えてで、イギリス法における問題点を指摘し、今後の検討課題を述べたい。

第2 イギリス法における取締役の債権者に対する義務

取締役は、通常、会社に対して義務を負っているが、会社倒産時に、債権者に対して直接の義務を負うならば、その義務違反につき、債権者が取締役に對し直接責任追及を行うことが可能となる。

そこで、以下で、イギリス法における会社倒産時の取締役の債権者に対する義務に関する議論について、参照することとする。

(1) 判例法の展開

会社倒産時の取締役の債権者に対する義務については、取締役の債権者の利益を考慮する義務が、1970年代のオーストラリアの判例で認められ、⁽⁹⁾ コモンロー諸国で受け入れられてきた。⁽¹⁰⁾

ア ウェスト・マーシア事件判決

イギリス法における取締役の債権者の利益を考慮する義務は、ウェスト・マーシア事件判決⁽¹¹⁾において初めて認められた。⁽¹²⁾

ウェスト・マーシア事件判決は、A社（West Mercia Safetywear Ltd.）の清算人Xが、事件当時、A社の取締役であったY（Mr. Albert James Dodd）に対し、Yに会社に対する義務違反があり、失当行為（misfeasance）が認められるとして、4000ポンドの支払い等を求めて提訴した事件に関する判決である。

1984年5月、A社とA社の完全親会社B社（A.J. Dodd & Co. Ltd）は、支払不能状態にあった。B社は、その当時、Yによる個人保証がなされたC銀行（Lloyds Bank）に対する負債を抱え、A社は、B社より、3万ポンドを借り入れていた。A社の取締役は、A社を清算するために、会計士Xに助言を求めた。会計士Xは、YとA社の他の取締役に對し、A社の銀行口座を、以後、使用しないようにとの説明をした。その数日後に、Yは、ある債務者からA社の銀行口座へ支払われた4000ポンドをB社の

(8) イギリス法における取締役の債権者に対する責任に関する先行研究として、佐藤・前掲注(5)119頁、本間法之「イギリス倒産法における「不当取引Wrongful Trading」一破産手続内における取締役の個人責任追及の可能性―」中村英郎教授古希祝賀『民事訴訟法学の新たな展開 上巻』563頁（成文堂、1996）、本間法之「企業倒産時における経営者の責任追及―イギリス倒産法第214条「不当取引wrongful trading」からの示唆―」岡山商科大学法学論叢8号61頁（2000）、齊藤真紀「子会社の管理と親会社の責任（二）―子会社の債権者保護に関する基礎的考察―」論叢149巻3号10頁（2001）、川島いづみ「イギリス会社法における取締役の注意義務」比較法学41巻1号1頁（2007）、加藤貴仁「グループ企業の規制方法に関する一考察（4）」法協130巻4号187頁（2013）、中島弘雅「会社経営者の倒産責任の取り方に関する覚書き イギリス倒産法からの示唆」河野正憲先生古希祝賀『民事手続法の比較法的・歴史的研究』459頁（慈学社出版、2014）、武田・前掲注(6)298頁、小野里光広「取締役の債権者に対する義務をめぐるイギリス法の展開」京園75・76号1頁（2015）、岩淵重広「倒産局面にある会社の取締役の義務―イギリス法における不当取引と債権者の利益を考慮する義務を参考に―」同法67巻5号257頁（2015）、武田典浩「イギリス倒産法における不当取引責任―近時の展開とその問題点―」永井和之先生古希記念『企業法学の論理と体系』483頁（中央経済社、2016）。

(9) Walker v Wimborne [1976] 3 ACLR 529. 同判決の事案と判旨を紹介するものとして、岩淵・前掲注(8)370-371頁参照。

(10) Paul L. Davies and Sarah Worthington, *Gower's Principles of Modern Company Law* (10th edn, Sweet & Maxwell 2016) 219.

(11) West Mercia Safetywear Ltd (In Liquidation) v Dodd [1988] 4 BCC 30. 同判決の事案と判旨を紹介するものとして、齊藤・前掲注(8)15-16頁、小野里・前掲注(8)8頁、岩淵・前掲注(8)314-316頁。

(12) Davies and Worthington, (n 10) 219; Brenda Hannigan, *Company Law* (4th edn, Oxford University press 2016) 227.

銀行口座へ移転した。Yが4000ポンドを移転した目的は、自己が個人保証しているB社の銀行口座の借入を減少させることにあった。

県裁判所 (County Court) は、Yは不適切な行動をとったが、A社はB社に債務の弁済をただけであるとして、YのA社に対する義務違反は認められないとした。

これに対し、控訴院のディロン裁判官 (Dillon L.J.) は、以下のオーストラリアのキンセラ事件判決⁽¹³⁾におけるストリート首席裁判官 (Street C.J.) の判示を引用して、Yは、自身の保身のために、支払不能状態にあるA社の一般債権者の利益を無視して4000ポンドを移転しており、Yに義務違反が認められると判示し、Yに対し4000ポンド等の支払を命じた。

「取締役の義務の問題が生じたとき、支払能力のある会社において、株主の所有者としての利益は、全株主に会社とみなされる資格を与える。もし、全株主が、取締役の特定の行為を承認又は追認すれば、取締役が行ったことの効力を争うことはできない。しかし、会社が支払不能の場合、債権者の利益が入り込む。債権者は、将来、清算という手段によって、会社の資産を処分するための株主及び取締役の権限を入れ替える資格を与えられる。会社という媒介を通して、清算、支払能力の回復、又は、他の財産管理が課される間に、取締役の管理下にあるのは、実際上の意味において、株主の資産ではなく、債権者の資産である。」⁽¹⁴⁾

ウエスト・マーシア事件判決からは、取締役の債権者の利益を考慮する義務を負う相手が誰かにつき

明かではない。⁽¹⁵⁾もし、取締役が個別の債権者に対して直接義務を負うのであれば、個別の債権者が取締役の義務違反について訴訟により責任追及することが可能となる。⁽¹⁶⁾

イ ウィンクワース事件判決

取締役が債権者に対して直接義務を負うかのような判示をした判決として、ウィンクワース事件判決⁽¹⁷⁾がある。

ウィンクワース事件は、建物 (以下「本件建物」という) に譲渡抵当 (mortgage) を有するX (Peter William Francis Henry Winkworth) が本件建物を所有するY₁社 (Edward Baron Development Co. Ltd.)、本件建物に居住するY₁社の取締役兼株主である夫Y₂ (Mr. Wing) 及び妻Y₃ (Mrs. Wing) に対し、本件建物の明渡し等を求めた訴訟である。

Y₃は、Xの請求に対し、Y₁社が本件建物を購入した後に、Y₂とY₃の共有の建物 (以下「旧建物」という) を売却して得た資金をY₁社の口座に預けており、それによって、本件建物にエクティ上の権利を有しているとして明渡しを拒んだ。

貴族院において、テンブルマン卿判事 (Lord Templeman) は、Y₁社が本件建物を購入したことと旧建物の売却代金をY₁社の口座に預け入れたことと間には関係がなく、Y₃は、本件建物につきエクティ上の権利を有しないとして、Y₃の反論を認めなかった。そして、テンブルマン卿判事は、傍論⁽¹⁸⁾で以下のような判示をした。

「もっとも、会社は、現在及び将来の会社債権者に対して義務を負う。会社は、債務を負うと直ちに全債務を弁済する義務を負っておらず、また、会社

(13) *Kinsela v Russell Kinsela Pty Ltd.* [1986] 10 ACLR 395. 同判決を紹介するものとして、小野里・前掲注(8) 6-7頁、岩淵・前掲注(8)315-317, 371-372頁。

(14) *West Mercia Safetywear Ltd* (n 11) 33. 翻訳は、岩淵・前掲注(8)314-316頁を参考にした。

(15) Andrew Keay, *Directors' Duties* (2nd edn, Jordan 2014) 403.

(16) Vanessa Finch, 'Directors' Duties: Insolvency and the Unsecured Creditor' in Alison Clarke (ed), *Current Issues in Insolvency Law* (Stevens & Sons 1991) 87, 100-101; Keay, (n 15) 403.

(17) *Winkworth v Edward Baron Development Co. Ltd* [1986] 1 WLR 1512. 同判決の事案と判旨を紹介するものとして、齊藤・前掲注(8)22頁、岩淵・前掲注(8)313-314頁。

(18) *Davies and Worthington*, (n 10) 221.

は、危険な要素を伴う全ての投機的事業を避けなければならない義務を負ってはいないが、会社は、会社債権者に対し、債務の支払いのために、会社財産が侵害されず、支払いに利用できるようにしておく義務を負う。会社の経営と同様に、会社の良心は、会社の取締役委ねられている。取締役は、会社及び会社債権者に対し、会社の業務が適切に運営されること、及び会社の財産が、取締役自身の利益のために会社債権者を害するように、浪費又は搾取されないようにすることを確保する義務を負う。⁽¹⁹⁾」

テンブルマン脚判事の判示は、取締役の会社に対する義務と債権者に対する義務とを区別し、取締役が債権者に対し直接義務を負っているかのようにも読める。⁽²⁰⁾

ウ ユーコン事件判決

これに対し、ユーコン事件判決の⁽²¹⁾ トールソン裁判官 (Toulson J) の判示においては、取締役が債権者に対し、直接義務を負うことが明確に否定されている。

ユーコン事件判決は、傭船会社のX社 (Yukong Line Ltd of Korea) が傭船契約の相手方Y₁社 (Rendsburg Investments Corp of Liberia), Y₁社の仲介会社Aの株主Y₂社 (Ladidi Investments Corp of Liberia) 及び仲介会社Aの取締役Y₃ (Mr Yamvrias) 等に対して、Y₁社の傭船契約の債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案についての判決である。

X社のY₁社に対する本訴提起後、傭船契約の債務不履行があった日に、Y₁社の口座からY₂社の口座に多額の資金が移転していたことが判明した。そ

のため、X社は、Y₁社、Y₂社及びY₃間の共謀によってY₁社からY₂社に財産が移転されており、Y₃のY₁社に対する受託者的義務違反があるとして、Y₃に対しても損害賠償を求めた。ユーコン事件においては、X社がY₃のY₁社に対する義務違反につき訴訟を提起できるか否かが争点となった。

裁判所は、Y₃がY₁社の影の取締役 (shadow director)⁽²²⁾ であり、会社の行動を支配していたと認定し、Y₃のY₁社に対する受託者的義務違反を認めしたが、ウエスト・マーシア判決事件において引用されたキンセラ判決事件におけるストリート首席裁判官の判示を引用しつつ、以下のように判示し、Xの請求を認めなかった。

「支払不能会社の取締役、又は、経営者は、債権者の利益を無視して、会社の資産を移転させることによって、会社に対する義務違反を行った場合、イギリス法の下では、その者は、議会が定めた方法により責任を負うことになる。私の判示において、その者は、個別の債権者に対して直接の受託者的義務を負わず、また、個別の債権者は、取締役が会社に対して負う受託者的義務違反を理由として提訴する資格を有していない。」⁽²³⁾

ユーコン事件判決においては、ウインクワース事件判決と異なり、取締役の債権者の利益を考慮する義務は、個別の債権者でなく、会社に負うものとされ、その義務の履行は、後述のイギリス1986年倒産法 (Insolvency Act 1986, c.45) 212条の失当行為責任追及手続 (misfeasance proceedings) によるべきとされた。

イギリスの判例において、ウインクワース事件判

(19) *Winkworth* (n 17) 1516. 翻訳は、岩淵・前掲注(8)313-314頁を参考とした。

(20) *Finch*, (n 16) 101; *Keay*, (n 15) 404.

(21) *Yukong Line Ltd of Korea v Rendsburg Investments Corp of Liberia* [1998] 1 WLR 294. 同判決の事案と判旨を紹介するもとして、岩淵・前掲注(8)318-320頁。

(22) 影の取締役についての先行研究として、中村信男「イギリス法上の影の取締役規制の展開および法的位置づけの変容と日本法への示唆」酒巻俊雄先生古希記念『21世紀の企業法制』537頁 (商事法務, 2003), 中村信男「イギリス2006年会社法における影の取締役規制の進展と日本法への示唆」比較法学42巻1号211頁 (2008)。

(23) *Yukong* (n 21) 312. 同判決の翻訳につき、岩淵・前掲注(8)319頁を参考にした。

決に沿うものではなく、他の判例は、ユーコン事件判決と同様に、取締役の義務は、債権者に対する義務でなく、会社に対する義務と解している⁽²⁴⁾。

学説も、取締役が債権者に対して直接義務を負うかのように判示するウインクワース事件判決に批判的であり⁽²⁵⁾、債権者の利益を考慮する義務は、会社に対する義務と解するのが一般的である⁽²⁶⁾。会社の支払不能時に、取締役が債権者に直接義務を負うことを否定する理由としては、個別の債権者が総債権者の引当てとなる財産を独り占めすることが可能となり、債権者平等原則（*pari passu principle*）⁽²⁷⁾に反することになること、多数の訴訟が提起されること、個別の債権者が取締役に対し特定の請求につき解決するように圧力をかけることが可能となることがあげられている⁽²⁸⁾。

(2) イギリス会社法172条3項の制定

イギリスでは、それまでコモンローにおいて定められていた取締役の義務を明文化したイギリス2006年会社法（*Companies Act 2006, c.46*）⁽²⁹⁾が制定され、取締役の債権者に対する義務も制定法化されている。

イギリス2006年会社法（以下「イギリス会社法」という）172条は、以下のように規定している。

「(1)会社の取締役は、当該会社の社員全体の利益

のために当該会社の成功を促進する可能性が最も高いであろうと誠実に考えると従って行動しなければならない。かつ、そのように行動するに当たり（特に）次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。

(a)一定の決定により長期において生じる可能性のある結果

(b)当該会社の従業員の利益

(c)供給業者、顧客その他の者と当該会社との事業関係を発展させる必要性

(d)当該会社の事業のもたらす地域社会及び環境への影響

(e)当該会社の事業活動が高い水準にあることについての評判を維持することの望ましさ、及び

(f)当該会社の社員間での公平な取扱いをする必要性。

(2)略

(3)本条により課される義務は、取締役に対し一定の状況において当該会社の債権者の利益を考慮し又は当該会社の債権者の利益において行動することを要求する一切の法規（*enactment*）又はコモンロー・ルール（*rule of law*）に従うことを条件として、効力を有する。⁽³⁰⁾」

イギリス会社法172条1項における会社の成功を

(24) *Multinational Gas and Petrochemical Co. v Multinational Gas and Petrochemical Services Ltd.* [1983] Ch 288; *Kuwait Asia Bank EC v National Mutual Life Nominees Ltd* [1991] 1 AC 217.

(25) Sarah Worthington, 'Directors' Duties, Creditors' Rights and Shareholder Intervention' (1991) 18 *Melbourne University Law Review* 121, 138.

(26) Len Sealy and Sarah Worthington, *Sealy and Worthington's Cases and Materials in Company Law*, (10th edn, Oxford University Press 2013) 326; Hannigan, (n 12) 228; Davies and Worthington, (n 10) 221-222.

(27) *Pari passu principle*については、Roy Goode, *Principles of Corporate Insolvency Law* (3rd edn, Sweet & Maxwell 2011) 235-238; Andrew R. Keay and Peter Walton, *Insolvency Law Corporate and Personal* (3rd edn, Jordan 2012) 505-507.

(28) L. S. Sealy 'Directors' "Wider" Responsibilities-Problems Conceptual, Practical and Procedural' (1987) 13 *Monash University Law Review* 164, 185-186; Finch, (n 16) 104.

(29) イギリス2006年会社法における取締役の義務の制定の経緯につき、伊藤靖史「イギリスにおける会社法改正」同法290号1頁（2003）、上田純子『英連邦会社法発展史論』65頁（信山社、2005）、杉浦保友「イギリス新会社法の下での取締役によるステークホルダー利益配慮義務」松本恒雄＝杉浦保友『EUスタディーズ4 企業の社会的責任』197頁（勁草書房、2007）。

(30) 翻訳は、杉浦・前掲注(29)212頁、イギリス会社法制研究会「イギリス2006年会社法（2）」比較法学41巻3号203頁（中村信男）（2008）、岩淵・前掲注(8)260-261頁を参考にした。

促進する義務は、基本的には取締役に対し株主の利益のために行動することを求める義務となっている⁽³¹⁾。また、イギリス会社法172条1項は、受託者的義務について定めるものである⁽³²⁾。

もっとも、イギリス会社法172条3項は、一定の状況において、取締役に対し、当該会社の株主の利益ではなく、当該会社の債権者の利益を考慮し又は債権者の利益のために行動することを要求する法規や判例法に従うことを求めている。そのため、イギリス会社法172条1項によって課される取締役の義務は、一定の状況、すなわち、会社の倒産を避ける見込みがなくなった状況において、後述する不当取引（wrongful trading）について規定するイギリス1986年倒産法（以下「イギリス倒産法」という）214条や判例法によって、株主の利益ではなく、債権者の利益を考慮するように修正されることになる⁽³³⁾。

イギリス会社法172条3項における取締役の義務については、ウエスト・マーシア事件判決において認められた義務を制定法化したに過ぎないとされている⁽³⁴⁾。また、イギリス会社法172条を含むイギリス会社法10編2章の取締役の義務は、いずれも、会社に対する義務であり（イギリス会社法170条1項）、

会社によってのみ履行の強制をし得るものである⁽³⁵⁾。そのため、イギリス会社法172条3項の取締役の義務は、債権者に対する直接の義務ではない。

なお、取締役が債権者に対し詐欺等の不法行為を行った場合には、債権者は、不法行為（tort）に基づく救済を受けることができる⁽³⁶⁾。

(3) 小括

ウエスト・マーシア事件判決において認められ、イギリス会社法172条3項において制定法化された取締役の債権者の利益を考慮する義務は、債権者に対する直接の義務ではなく会社に対する義務であり、債権者平等原則との関係で個別の債権者による権利行使が認められず、倒産手続開始後、清算人等がその義務違反の責任追及を行うことになる⁽³⁷⁾。そこで、以下で、イギリスの企業倒産手続と取締役の責任追及手続を概観する。

第3 イギリス法における会社倒産時の取締役の責任追及手続

1 企業倒産手続の概要

イギリスにおいては、前述のとおり、会社倒産時の取締役の責任追及は倒産手続内で行われている。

イギリスの企業倒産手続⁽³⁸⁾には、清算型として、①

(31) Davies and Worthington, (n 10) 502-503. イギリス会社法172条に関する先行研究として、大塚章男「イギリス2006年会社法における取締役の責任～会社の成功促進義務を中心として～」国際商事法務42巻3号359頁（2014）。

(32) Davies and Worthington, (n 10) 501. 小野里光広「イギリス会社法における取締役の受託者的義務—Fiduciary dutyとNon-fiduciary dutyの観点を中心として—」京園63号1頁（2010）。

(33) Explanatory Notes to the Companies Act 2006, para 331.

(34) Keay, (n 15) 367-368.

(35) Davies and Worthington, (n 10) 221.

(36) Davies and Worthington, (n 10) 33,177; Morphitis v Bernasconi [2003] Ch 576.

(37) Davies and Worthington, (n 10) 221.

(38) イギリスにおける企業倒産手続についての先行研究として、本間・前掲注(8)「イギリス倒産法における「不当取引Wrongful Trading」—破産手続内における取締役の個人責任追及の可能性—」566-569頁、中島弘雅「イギリスの再建型企業倒産手続（1）（2）（3・完）」民商118巻4=5号123頁（1998）、同6号1頁（1998）、同119巻1号1頁（1998）、同「イギリス倒産手続における担保権の処遇」民商120巻4=5号95頁（1999）、中島弘雅=田頭章一編『英米倒産法キーワード』（弘文堂、2003）、倉部真由美「イギリスにおける倒産文化のアメリカ化—担保権の処遇の観点から—」福永有利先生古希記念『企業紛争と民事手続法理論』629頁（商事法務、2005）、中島弘雅「近時のイギリスにおける事業再生の枠組みについて」青山善充先生古希祝賀『民事手続法学の新たな地平』795頁（有斐閣、2009）、中島・前掲注(8)459頁、中島弘雅「イギリスの事業再生手法としての「会社整理計画」」伊藤眞先生古希祝賀『民事手続の現代的使命』947頁（有斐閣、2015）。

強制清算 (winding up by the court), ②任意清算 (voluntary winding up) があり, 再生型として, ③会社管理 (administration), ④会社任意整理 (company voluntary arrangements) があり, ⑤管理レシーバーシップ (administrative receivership) は, 従来, 浮動担保 (floating charge)⁽³⁹⁾ の実行手続として倒産法的規制の外に置かれていたレシーバーシップ (receivership) のうちの一定のものについて, 倒産法上の規制に置いた手続である。⁽⁴⁰⁾

清算型である①強制清算は, 清算人 (liquidator) によって, 清算会社の資産の回収・換価, 債権の確定, 配当が行われることになる。①強制清算は裁判所が関与の下で行う手続であり (イギリス倒産法74条~83条, 117条~162条), わが国の法人破産に相当する手続とされている。⁽⁴¹⁾ ②任意清算は, 裁判所の関与なしに行われる清算手続であって, 株主による任意清算 (イギリス倒産法91条~96条) と債権者による任意清算 (イギリス倒産法97条~106条) とがある。

再生型の③会社管理は, イギリス倒産法上, 初めての企業再建を目指した倒産手続として, イギリス1985年倒産法 (Insolvency Act 1985, c.65) で導入され, その後, 複数回改正されたイギリス倒産法に引き継がれている。⁽⁴²⁾ ③会社管理は, 債権者による強制的な取立てを一時的に猶予した上で, 裁判所の選

任する管理人 (administrator) の下で, 会社の再生を試みたり, 会社の再生が困難な場合には会社財産を清算手続より有利な条件で換価するための準備手続である。⁽⁴³⁾ 会社管理は, わが国の民事再生手続・会社更生手続のように, それ自体によって会社を再建させたり, 場合によっては, 清算させるという完結した手続構造になっていないとされている。⁽⁴⁴⁾

従前, 以下でみる不当取引による取締役の責任追及は, 会社管理においては認められておらず, 清算においてしか認められていなかったが, 近時の改正⁽⁴⁵⁾によって, イギリス倒産法246ZA条が挿入され, 会社管理においても不当取引による取締役の責任追及が可能となっている。⁽⁴⁶⁾

2 失当行為責任追及手続

(1) 規定

会社の清算中に, 清算人が取締役の会社に対する義務違反の責任を追及する手続として, ユーコン事件判決でも言及された, 失当行為責任追及手続がある。⁽⁴⁷⁾ イギリス倒産法212条は, 失当行為責任追及手続につき, 以下のように規定している。

「(1)本条は, 会社の清算の過程において,

- (a)会社の役員若しくは役員であった者,
- (b)会社の清算人若しくは管理レシーバー⁽⁴⁸⁾として行動した者, 又は,
- (c)若しくは(b)に該当しない者で, 会社の設立, 発

(39) 中島・前掲注(38)「イギリスの再建型企業倒産手続(1)」141頁によると, 浮動担保は, 会社の絶えず変動する現在及び将来の財産に設定されるエクイティ上の担保であり, 特定の事由が発生すると結晶化 (crystallize) し, 通常の固定担保となり, 権利行使が可能になるとされている。

(40) Goode, (n 27) 149-150; Sealy and Worthington, (n 26) 767-769. 中島・前掲注(8)468-469頁。

(41) 中島・前掲注(8)469頁。

(42) 中島・前掲注(38)「イギリスの再建型企業倒産手続(1)」147-148頁。

(43) Sealy and Worthington, (n 26) 770-771. 中島・前掲注(38)「近時のイギリスにおける事業再生の枠組みについて」809頁。

(44) 中島・前掲注(38)「近時のイギリスにおける事業再生の枠組みについて」819頁。

(45) Small Business, Enterprise and Employment Act 2015 c.26, s117.

(46) 改正の経緯につき, 武田・前掲注(8)517-519頁を参照。

(47) 取締役の責任を追及する手続としては, その他に, イギリス倒産法239条に規定されている偏頗行為 (Preference) 及び同法238条に規定されている低価値取引 (Transactions at an undervalue) もある。偏頗行為については, 中島・田頭・前掲注(38)187頁以下 (田頭章一), 低価値取引については, 同181頁以下 (佐藤鉄男) 参照。

(48) 管理レシーバー (administrative receiver) につき, 中島・田頭・前掲注(38)62-64頁 (中島弘雅=倉部真由美) 参照。

起若しくは会社業務に関与若しくは参加した者が、会社の金銭若しくはその財産を横領、不法所持し、又は、会社との関係における失当行為若しくは受託者的義務その他の義務違反につき責任が認められたときに、適用される。

(2) [略]

(3) 裁判所は、管財官 (official receiver)⁽⁴⁹⁾、清算人、債権者又は清算出資者の申立てに基づき、第1項に該当する者の行動を審査し、その者に対して、

(a) 裁判所が適当と認める率による利息を付して、金銭、財産若しくはその一部の払戻し若しくは回復を強制し、又は

(b) 裁判所が適当とする場合、失当行為、受託者的義務その他の義務違反に関する補償によって、会社財産にその額を出資することを強制することができる。

(4)(5) [略]⁽⁵⁰⁾

(2) 要件と効果

失当行為の申立権者は、管財官、清算人、債権者又は清算出資者となっている（イギリス倒産法212条3項）。

失当行為における責任追及の対象は、会社の役員や清算人等である（イギリス倒産法212条1項）⁽⁵¹⁾。

失当行為責任追及手続において追及される責任の内容は、会社の金銭若しくはその財産を横領し、不法所持し、又は会社との関係における失当行為若しくは受託者的義務その他の義務違反である。した

がって、取締役の義務の全ての領域を対象としており⁽⁵²⁾、債権者の利益を考慮する義務や取締役の過失 (negligence) も含まれる⁽⁵³⁾。

会社の取締役等は、失当行為や受託者的義務違反が認められると、利息を付して、裁判所が適当と認める額の出資を強制されることになる。

イギリス倒産法212条の規定は、倒産手続開始前に会社に認められていた、取締役の会社に対する義務違反の責任追及を簡易な手続で認めているにすぎず、新たな権利又は責任を創設しているわけではない。⁽⁵⁴⁾

(3) 取締役の責任追及における問題点

債権者は、取締役の責任追及のために、失当行為責任追及手続を申立てることができる。もっとも、債権者が失当行為責任追及手続により取締役の責任追及に成功したとしても、補償金が会社財産となるため、当該債権者は、補償金から優先的に債権回収を図れない。そのため、債権者は、自ら失当行為責任追及手続を申立てるメリットがなく、清算人が失当行為責任追及手続を開始することを待つことになる。⁽⁵⁵⁾

また、補償金は、会社財産として、浮動担保の範囲に含まれるため、担保権者が優先的に債権回収を行うと、一般債権者が配当を受けられないことになる。そのため、清算人は、取締役の義務違反につき、失当行為責任追及手続を行うことを控える傾向にあった。⁽⁵⁶⁾もっとも、2002年事業法 (Enterprise

(49) 管財官についての先行研究として、高田賢治「イギリス倒産法における管財人制度（一）（二）（三・完）」法雑55巻3・4号176頁（2009）、同56巻1号36頁（2009）、同56巻3・4号154頁（2010）。

(50) 翻訳は、中島・前掲注(8)472頁、岩淵・前掲注(8)369-370頁を参考にした。

(51) Keay and Walton, (n 27) 691によると、当該取締役には事実上の取締役 (de facto director) や影の取締役も含まれる。イギリスにおける事実上の取締役の先行研究として、石山卓磨『事実上の取締役理論とその展開』55頁以下（成文堂、1984）参照。

(52) *Re D'Jan of London Ltd* [1993] BCC 646; *Re Westlowe Storage and Distribution Ltd* [2000] BCC 851; Andrew Keay, *Company Directors' Responsibilities to Creditors* (Routledge, 2007) 272.

(53) *Re B. Johnson & Co. (Builders) Ltd* [1955] Ch 634; Keay and Walton, (n 27) 690.

(54) Fidelis Oditah, 'Misfeasance Proceedings against Company Directors' [1992] LMCLQ 207, 208; Keay and Walton, (n 27) 689.

(55) Finch, (n 16) 107-108; Keay, (n 52) 270.

(56) Keay and Walton, (n 27) 693.

Act 2002, c.40) 252条により、イギリス倒産法176A条が挿入され、清算人は、浮動担保権者へ弁済する前に、会社の財産から一定割合を一般債権者へ配当することが義務付けられている。⁽⁵⁷⁾

3 不当取引

(1) 規定

会社の清算中に、清算人が取締役の責任を追及する手続として、不当取引がある。

イギリス倒産法214条は、不当取引につき、以下のように規定している。

「(1)会社の清算過程において、当該会社の取締役又は取締役であった者について、本条第2項が適用されることが明らかとなった場合、裁判所は、清算人の申立てに基づき、第3項を条件として、当該取締役又は取締役であった者が、会社の資産に対して、裁判所が相当と認める清算出資をなすべき責任がある旨を宣言することができる。

(2)本項は、次の者に対して、適用される。

(a)会社が倒産による清算に入った場合において、
 (b)会社の清算が開始される前の時点で、当該会社が倒産による清算（又は会社管理）に入るのを避ける合理的な見込みがないことを知っていたか、又は当然にそのように結論づけるべきであった者であつて、かつ

(c)その当時、当該会社の取締役であった者。

ただし、裁判所は、本項(b)所定の時点が、1986年4月28日以前にあたる事件においては、本条に基づく宣言を行わないものとする。

(3)裁判所は、第2項所定の要件が最初に満たされた後において、会社債権者に生じうる損失を最小化する

ために（当該会社が倒産による清算に入るのを避ける合理的な見込みがないことを知っていたと仮定して）当然に取るべきあらゆる手段を尽くした者については、本条に基づく宣言を行わないものとする。

(4)第2項および第3項との関係で、会社の取締役が当然に知り又は確認しておくべき事実、当然に到達すべき結論、及び当然に取るべき手段とは、

(a)会社に対する関係において会社の取締役が行うのと同じ職務を行う者に対して合理的に期待しうる一般的知識、技量及び経験、並びに、

(b)当該取締役が有する一般的知識、技量及び経験、双方を兼ね備えた相当に勤勉な者が知り若しくは確認し、到達し、又は取るであろうものをいう。

(5)(6)〔略〕

(7)本条における『取締役』には影の取締役を含む。

(8)本条は、第213条の適用を妨げない。⁽⁵⁸⁾

(2) 不当取引制度新設の経緯

イギリス倒産法制定以前より、会社倒産時における取締役の責任追及の手段として、失当行為責任追及手続の他に、詐欺的取引 (fraudulent trading) があつた。⁽⁵⁹⁾ もっとも、詐欺的取引において、民事責任が認められるためには、「詐害の意図」の認定に際して、不誠実の証明が要求され、また、厳格な証明責任が課されており、立証が困難であることから、十分に機能しているとは言い難かつた。⁽⁶⁰⁾ そこで、会社倒産時の取締役の責任追及のためにイギリス倒産法において新設されたのが不当取引制度である。不当取引制度においては、会社倒産時の取締役の責任追及のために厳格な証明責任は課されてい

(57) Vanessa Finch, *Corporate Insolvency Law: Perspectives and Principles*, (2nd edn, Cambridge University Press 2009) 705. 倉部・前掲注(38)648頁。

(58) 翻訳は、本問・前掲注(8)「イギリス倒産法における「不当取引 Wrongful Trading」—破産手続内における取締役の個人責任追及の可能性—」575-576頁、齊藤・前掲注(8)23-24頁、中島・前掲注(8)476-477頁、岩淵・前掲注(8)270-271頁、武田・前掲注(8)487-488頁を参考にした。

(59) イギリス倒産法制定以前の詐欺的取引制度につき、佐藤・前掲注(5)122頁を参照。

(60) *Insolvency Law Review Committee, Insolvency Law and Practice* (Cmd 8558, 1982) Para 1776; Keay and Walton (n 27) 651. 本問・前掲注(8)「イギリス倒産法における「不当取引 Wrongful Trading」—破産手続内における取締役の個人責任追及の可能性—」571-572頁。

い。

また、イギリスにおいて、金融機関は、会社に融資をする際に、債務者会社の土地・建物その他の固定設備について、固定担保 (fixed charge) を設定すると同時に、会社の現在及び将来の全ての財産に対して、浮動担保を設定するのが一般的とされている。⁽⁶¹⁾ そのため、会社について清算手続が開始されても、無担保の一般債権者はほとんど配当を受けられないという状況にあった。⁽⁶²⁾ そこで、一般債権者への配当原資の確保という目的から、不当取引制度において、裁判所が当該取締役に対し支払いを命じた金銭は、会社の資産として、清算人によって一般債権者に配当がなされるようになった。^{(63) (64)}

(3) 要件と効果

前述のとおり、近時の法改正において、不当取引の申立権限は、清算人のみならず、管理人にも認められている（イギリス倒産法214条1項、246ZB条1項）。

不当取引による責任追及が認められるためには、①清算人は、清算開始後に（イギリス倒産法214条2項(a)）、②ある者が、会社の清算（又は会社管理）が開始される前の時点で、当該会社が倒産による清算に入るのを避ける合理的な見込みがないことを知っていたか、又は当然にそのように結論づけるべきであった者であったこと（イギリス倒産法214条2項(b)）、③当該人物がその当時、当該会社の取締

役であった者、又は、影の取締役であったこと（イギリス倒産法214条2項(c)・7項）を立証する必要がある。

これに対し、取締役は、④会社債権者の潜在的損失を最小限に食い止めるために当然に取るべきあらゆる手段を尽くしたことを立証すると、責任を免れることになる（イギリス倒産法214条3項）。あらゆる手段としては、適切な外部の専門家のアドバイスを得ること、毎週取締役会を開催すること、主要な債権者並びに全ての取締役に必要な情報を供給し続けること、及び、取締役によってなされた救済的訴訟のための全ての提案を記録しておくことなどが例とされている。⁽⁶⁵⁾ また、不当取引においては、会社の取締役が行うのと同じ職務を行う者に対して合理的に期待しうる一般的知識を有して、さらに、取締役が実際に有している知識、技量、及び経験を前提に判断されており、客観基準に主観基準を併用している。⁽⁶⁶⁾

不当取引による清算出資の性質については、一次的には填補賠償と解されている。⁽⁶⁷⁾ また、不当取引が認められると、イギリス倒産法215条により、取締役の会社に対する債権の劣後化が可能となる。さらに、取締役による不当取引が認められると、裁判所は、申立て、又は、決定により、会社取締役資格剥奪法（Company Directors Disqualification Act 1986, c.46）10条に従い、当該取締役が取締役として又は

(61) 中島・前掲注(8)478頁

(62) 中島・前掲注(8)478頁

(63) Yagerphone Ltd, Re [1935] 1 Ch 395; Davies and Worthington, (n 10) 218.

(64) その他の立法趣旨については、本間・前掲注(8)「イギリス倒産法における「不当取引Wrongful Trading」—破産手続内における取締役の個人責任追及の可能性—」574-575頁、中島・前掲注(8)477-479頁、岩淵・前掲注(8)261-273頁参照。

(65) Finch, (n 57) 699.不当取引に基づく請求が認められた判例につき、岩淵・前掲注(8)273-307頁、武田・前掲注(8)489-516頁。

(66) Finch, (n 57) 699.本間・前掲注(8)「イギリス倒産法における「不当取引Wrongful Trading」—破産手続内における取締役の個人責任追及の可能性—」577頁参照。

(67) Re Produce Marketing Consortium Ltd (No 2) [1989] BCLC 520.同判決の事案と判旨を紹介するものとして、本間・前掲注(8)「イギリス倒産法における「不当取引Wrongful Trading」—破産手続内における取締役の個人責任追及の可能性—」580頁、岩淵・前掲注(8)273-277頁、武田・前掲注(8)490-492頁。

会社の経営に参加して行動する資格の剥奪を命じることができる⁽⁶⁸⁾。すなわち、不当取引制度と取締役の資格剥奪は、連動しているのである。そして、不当取引による清算出資は、失当行為責任追及手続の場合と異なり、清算人が会社でなく会社債権者を代表して手続を行っているため、担保権者でなく、一般債権者のための配当原資となる⁽⁶⁹⁾。

(4) 取締役の責任追及における問題点

ア 倒産手続内における問題点

不当取引制度の問題点としては、学説上、まず、その事案の少なさが挙げられている⁽⁷⁰⁾。その要因としては、挙げられるのが『資金問題』(funding problems)⁽⁷¹⁾である。

清算人が不当取引によって取締役の責任を追及する際には、弁護士費用が生じるが、その費用が高額になることがある⁽⁷²⁾。また、イギリスにおいては、弁護士費用を含めた訴訟費用に関して、敗訴者負担主義を原則としている⁽⁷³⁾。そして、清算人が不当取引訴

訟において用いる会社の資産は、一般債権者のための配当原資となるものであり、よほど勝訴の可能性が高くない限りは、不当取引による取締役の責任追及を躊躇うのである⁽⁷⁴⁾。清算人は、不当取引による取締役の責任追及の際に、訴訟費用の『資金問題』に直面し、取締役の責任追及の実効性を欠くという事態が生じていた⁽⁷⁵⁾。

以前のイギリス倒産法において、清算人は、不当取引訴訟において敗訴した場合、訴訟費用を会社の資産から回収することができなかった⁽⁷⁶⁾。すなわち、清算人が不当取引による責任追及に際して負担した費用は、イギリス1986年倒産規則 (Insolvency Rules 1986) 4.218条において優先権が認められる「清算費用」(expenses of the liquidation)とされていなかった⁽⁷⁷⁾ためである。清算人は、取締役の責任追及手続で敗訴した場合、その費用の大部分を自ら負担しなければならず、清算人が取締役の責任追及を躊躇する原因であった。かかる問題点については、まず、

(68) Keay and Walton, (n 27) 651-652. 本間・前掲注(8)「イギリス倒産法における「不当取引 Wrongful Trading」—破産手続内における取締役の個人責任追及の可能性—」578頁。会社取締役資格剥奪法についての先行研究として、中島弘雅「倒産責任としての取締役資格剥奪について—イギリス法における取扱い—」加藤勝郎先生=柿崎栄治先生古希記念『社団と証券の法理』437頁以下(商事法務研究会, 1999), 中村康江「英国における取締役の資格剥奪(一)(二・完)」立命館273号416頁(2000)・277号240頁以下(2001), 中島=田頭・前掲注(38)124頁以下(本問法之)。

(69) Keay and Walton, (n 27) 658.

(70) Richard Williams, 'What Can We Expect to Gain from Reforming the Insolvent Trading Remedy?' 2015 78 MLR 55, 60. Williams 60によると、1986年から2013年9月30日までに、請求が認められた事例が11、請求が認められなかった事例が5、イギリス倒産法214条の手続上の問題が生じたが実体判断がされていない事例が13で、合計29の事例であるとする。

(71) Finch, (n 57) 709-710. 資金問題についての先行研究として、武田・前掲注(8)517頁。

(72) Peter Fidler 'Wrongful Trading after Continental Assurance' (2001) 17 Insolvency Law & Practice 212 によると、比較的請求額が小さい場合でさえ、不当取引訴訟では、5万ポンドが必要とされている。

(73) Civil Procedure Rules 1998, 44.3(2). ニール・アンドリュース著(溜齋将之=山崎昇訳)『イギリス民事手続法制』153頁(法律文化社, 2012), 我妻学「イギリスにおける近時の民事法律扶助および訴訟費用の改正」法学会雑誌54巻1号255頁(2013), 竹下慶「イギリスにおける民事訴訟制度改善策の紹介—適正かつ迅速な手続実現のために—」判タ1422号50頁(2016)によると、イギリスにおいて敗訴者が負担する訴訟費用の額が訴額を超える事例が珍しくないとのことである。

(74) Hans C. Hirt, 'The Wrongful Trading Remedy in UK Law: Classification, Application and Practical Significance' (2004) 1 European Company and Financial Law Review 71, 108; Davies and Worthington, (n 10) 217.

(75) Finch, (n 57) 550-551.

(76) Finch, (n 57) 554. なお、イギリスにおいては、敗訴した場合、相手方の弁護士費用を含めた訴訟費用を負担する危険があるため、勝訴した場合には成功報酬を取得するという条件付成功報酬(Conditional fee arrangements)を締結する際に事後保険に加入し、訴訟の勝敗に関わらず当事者が訴訟費用を負担しないようにするのが一般的とされる(我妻・前掲注(73)257頁)。

(77) *Re M.C. Bacon Ltd. (No 2)* [1991] Ch 127.

2002年倒産規則改正⁽⁷⁸⁾により、イギリス1986年倒産規則4.218条が改正され、管財官又は清算人が自己又は会社名義で申立権限を有する法的手続行為に関して適切に負担すべき費用については、会社資産から最優先に支払われることとされ、敗訴した場合の訴訟費用も会社資産から支払われることとなった。もっとも、かかる規則改正は、単に、「いかなる法的手続行為」(the conduct of any legal proceedings)に関して負った費用としているため、不当取引の調査のための費用が含まれるか否かが明らかでなかった⁽⁷⁹⁾。そこで、2008年、改正倒産規則⁽⁸⁰⁾が公布され、それまでのイギリス倒産規則4.218条(1)(a)が4.218条(1)、(2)、(3)(a)に置き換えられた。この改正により、清算人が行う法的手続行為のみならず、その準備行為によって負った費用についても「清算費用」に含まれるようになった⁽⁸¹⁾。

また、イギリス会社法制定前は、清算人によって管理される財産と浮動担保権が設定された財産とは区別され、清算人が支出した費用は、浮動担保権が設定された財産からは回収できなかった⁽⁸²⁾。もっとも、イギリス会社法1282条によって、倒産法176ZA条が挿入され、清算費用は、一般債権者への配当が

行えない場合に限り、浮動担保が設定された財産に対して、優先権を有するとされている⁽⁸³⁾。以上のような法改正により、清算人の『資金問題』は、消滅しつつあると評されていた⁽⁸⁴⁾。

さらに、不当取引による責任追及が認められるか否かが不明な事件につき、請求権を譲渡したり、請求が成功した場合に得る出資金を対価として、第三者から融資を受けるという方法が考えられる⁽⁸⁵⁾。この点、取締役の失当行為責任追及制度における請求権は、会社に帰属するため、清算人が会社債権者に対し取締役に対する請求権を譲渡することが可能とされている⁽⁸⁶⁾。他方、不当取引による請求権については、会社の資産でなく、清算人としての役割において制定法によって与えられている請求権であり、その譲渡は認められていなかった⁽⁸⁷⁾。不当取引制度による責任追及が成功した場合に得る出資金を対価として、第三者から融資を受け、清算人が不当取引を申立てる方法の有効性が問題となった事件に、オアシス事件判決⁽⁸⁸⁾がある。オアシス事件判決において、かかる方法が利益配分約束付きの訴訟肩代わり(champerty)⁽⁸⁹⁾との関係で問題となった。控訴院は、不当取引による責任追及によって得た利益は、イギ

(78) The Insolvency (Amendment) (No.2) Rules 2002 (SI 2002/2712).

(79) Finch, (n 57) 555.

(80) The Insolvency (Amendment) Rules (SI 2008/737).

(81) The Insolvency Rules 1986, r.4.218(3) (a) (ii). もっとも、訴訟費用が5000ポンドを超え、その訴訟費用を浮動担保が設定されている財産から支出する場合には、清算人は、当該債権者の承認が必要とされている(The Insolvency Rules 1986, rr.4.218A - 4.218E).

(82) *Buchler v Talbot* [2004] 2 AC 298.

(83) 村田典子「倒産処理手続における floating charge の処遇」池田真朗ほか編『動産債権担保—比較法のマトリクス—』493-494頁(商事法務, 2015)。

(84) Finch, (n 57) 710; Davies and Worthington, (n 10) 218.

(85) 我妻学「第三者による訴訟費用の提供—オーストラリア、イギリスにおける近時の議論を中心として—」東北学院71号530頁(2011)によると、第三者による訴訟費用の提供は、コモンロー諸国においては、管財人などが倒産会社の取締役などに対する責任追及訴訟を提起する場合の資金調達手段として定着しているとされている。

(86) Finch, (n 16) 108. Keay, (n 52) 270.

(87) Keay and Walton, (n 27) 490.

(88) *Re Oasis Merchandising Services Ltd* [1997] 1 BCLC 689.

(89) 田中英夫編『英米法辞典』135頁(東京大学出版会, 1991)によると、champertyとは、勝訴の際には係争物の一部を受け取ることを約束して、他人の訴訟を正当な理由なく肩代わりし、自らの費用で訴訟を進行することであり、このような目的で係争物に対する権利を取得する場合も含み、Maintenance(訴訟補助)の重い形態とされている。

リス倒産法Sch4 paras 6, 9で認められる清算人の売却権限内になく、譲渡は不可能であり、出資金を対価として融資を受け不当取引に基づく訴訟を提起する方法を認めなかった。もっとも、オアシス事件判決に対しては、失当行為責任追及手続と不当取引制度を区別をすると、不当取引によって責任追及できる場合も、譲渡可能な失当行為で責任追及することになるとの批判があり⁽⁹⁰⁾、また、不当取引の請求権の譲渡を受けた第三者は、不当取引の請求のリスクを分散し、清算人が訴訟提起を望まない場合も訴訟を提起できるとして、不当取引制度による責任追及が成功した場合に得た出資金を対価として、第三者から融資を受ける方法を認めるべきとする学説もあった⁽⁹¹⁾。そして、近時の法改正によって、イギリス倒産法246ZD条が追加され⁽⁹²⁾、不当取引による請求権及び請求が認められた場合の出資金は、譲渡可能⁽⁹³⁾になっている⁽⁹⁴⁾。

イ 倒産手続外の問題点

不当取引に基づく取締役の責任追及は、前提として、清算又は会社管理の開始が必要となっている。もっとも、清算手続を行っていない休眠会社の登記

が抹消されて解散した場合 (Striking off of defunct companies) においては、取締役の責任追及がなされず、責任追及の実効性を欠くという問題が生じる⁽⁹⁵⁾。

休眠会社の登記を抹消することによる解散は、主に、小規模な会社を対象として、正式な清算手続の費用を支出することなし、安価に解散する方法である⁽⁹⁶⁾。登記官が休眠会社と思われる会社に対し、通知を送り、返信がない場合に、会社の登記を抹消する旨の官報公告を行うことによって、会社は解散することになる (イギリス会社法1000条)。また、休眠会社の解散は、会社の取締役の申立によっても可能となっている (イギリス会社法1003条2項)。もっとも、その場合には、休眠会社の解散によって、取締役は責任を免れないとされている (イギリス会社法1006条6項)。休眠会社の解散に対しては、administrative restorationにより、会社は解散されなかったことになる (イギリス会社法1024条)。

正式な倒産手続を経ずに会社を解散することは、法律上の手続に基づく債権者保護制度に対して極めて重大な潜在的問題であるとの指摘がなされている⁽⁹⁷⁾。すなわち、administrative restorationにより、

(90) Hirt, (n 74) 111; Finch, (n 57) 558-559.

(91) Paul Davies, Directors' creditor-regarding duties in respect of trading decisions taken in the vicinity of insolvency, (2006) 7 European Business Organization Law Review 326.

(92) Small Business, Enterprise and Employment Act 2015 c.26, s118.

(93) その他に資金問題に対処するための手段として、清算人が取締役の責任を追及する際に、訴訟提起のための費用 (Fighting Funds) を債権者に募ったり、法律家への報酬につき、敗訴した場合には報酬を支払わないが、条件付成功報酬制度を用いることがある。もっとも前者の方法については、長期間の法的手続への関与や肯定的な結果の不確実性、専門家への報酬の増加及び債権者平等原則の適用により資金提供をした債権者も資金提供をしなかった債権者と同様の配当比率になる等により、債権者は、資金提供につき消極的である (Finch, (n 57) 556)。また、後者の方法については、敗訴した場合のための保険の費用がかかるという問題点が指摘されている (Davies and Worthington, (n 10) 218)。イギリスにおける条件付報酬につき、ニール・前掲注(73)162頁参照。

(94) もっとも、かかる改正に対しては、その実効性に批判的な見解もある (Williams, (n 70) 68)。また、Williams, (n 70) 77-78は、取締役が資力があることが不当取引による救済にとって決定的であるが、会社経営の失敗の結果として、取締役も経済的苦境に陥っていること、及び、中小企業の取締役は、会社の債務について個人保証をしているため、会社経営の失敗によって、自らも経済的苦境に立たされていることを指摘する。

(95) Davies, (n 91) 321; Finch, (n 57) 749. イギリスにおける会社の解散につき、中島=田頭・前掲注(38)18頁 (倉部真由美)。

(96) Davies and Worthington, (n 10) 1175.

(97) Davies, (n 91) 321.

休眠会社が解散していなかったこととされ、取締役の責任が免除されていなかったとしても、取締役に對して、不当取引に基づく責任追及を行う者が不在となるためである。⁽⁹⁸⁾

そのような問題に対処するために、個別の債権者に不当取引に基づく取締役の責任追及を認め、出資金からの優先回収を認める制度も考えられる。しかしながら、学説上、そのような制度に対しては、取締役がそのような訴訟を起こすに足りる十分な個人資産を有している必要があり、また、債権者がそのような訴訟を遂行するための時間、資産や関与が必要であり、實際上どれだけ利用されるか不明確であるとの批判がなされている。⁽⁹⁹⁾

会社の清算手続や会社管理手続が行われない場合における不当取引に基づく取締役の責任追及については、責任追及を行う者が不在となり責任追及の実効性が欠けるという問題が依然として残されている。

4 小括

イギリス法では、会社倒産時における取締役の責任追及は、倒産手続内で行われている。そして、倒産手続内での取締役の責任追及手続である失当行為責任追及手続においては、取締役から得た補償金が浮動担保の範囲に含まれることから、清算人が積極的に責任追及を行わないという事態が生じていた。また、その問題点を解消すべく新設された不当取引に基づく責任追及においては、清算人が訴訟費用の『資金問題』に直面し、責任追及を行うことを躊躇することによって責任追及の実効性が欠け、清算手続又は会社管理手続が行われないような状況においては、取締役の責任追及を行う者が不在となり、責任追及の実効性を欠くという事態が生じている。

もっとも、不当取引に基づく責任追及における『資金問題』は、清算費用等に関する法令の改正により、解消されつつあるといえる。

第4 結びに代えて

以上より、イギリス法では、会社倒産時に、取締役は、債権者の利益を考慮する義務を負うが、その義務は、あくまでも会社に対する義務であり、債権者に対して直接義務を負わず、会社倒産時における取締役の責任追及につき、個別の債権者による権利行使を認めず、倒産法下での清算人や管理人による権利行使に委ねている。もっとも、イギリス法においては、取締役の責任追及につき、倒産法における清算人や管理人による集団的な権利行使に限定した結果、失当行為責任追及手続における問題点を克服すべく新設された不当取引では、倒産手続内では、訴訟費用の資金問題のために、清算人が責任追及を躊躇し、責任追及の実効性を欠くと問題が生じていた。また、倒産外、すなわち、倒産手続が行われない休眠会社の解散の場合においては、不当取引により、取締役の責任追及をする者がそもそも不在となることにより、取締役の責任追及の実効性を欠くという問題が生じていた。

イギリス法における以上の問題点を踏まえた、日本法における会社法と倒産法の架橋を図る会社倒産時の取締役の責任追及についての考察は、今後の検討課題として他日を期したい。⁽¹⁰⁰⁾

以上

本稿は、JSPS 科研費（課題番号26380132）の助成を受けた研究成果の一部である。

(98) ibid

(99) Davies, (n 91) 322, Finch, (n 57) 749.

(100) 松嶋隆弘「新しい企業形態における法人格の意義と会社債権者保護」判タ1206号72頁（2006）。

